

国水政第 110 号  
国水治第 145 号  
国水下流第 17 号  
令和 4 年 1 月 19 日

各都道府県河川主管部長、下水道主管部長等 殿  
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当部長 殿  
各政令指定都市河川主管局長、下水道主管局長等 殿  
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
水政課長  
治水課長  
下水道部 流域管理官  
(公印省略)

### 特定都市河川浸水被害対策法の運用について

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることから、これまでの治水政策を抜本的に見直し、国や都道府県の河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、「流域治水」の実効性を高め、強力で推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）」（以下「改正法」という。）が令和 3 年 5 月 10 日に公布され、同年 11 月 1 日に全面施行された。

これまで、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号。以下「法」という。）については、平成 16 年 5 月 15 日の法の施行及び運用について、「特定都市河川浸水被害対策法の施行について（平成 16 年 5 月 15 日国都下企第 22 号、国河政第 17 号）」及び「特定都市河川浸水被害対策法の運用について（平成 16 年 5 月 15 日国都下企第 24 号、国都下事第 47 号、国都下流第 4 号、国河政第 22 号、国河計第 15 号、国河域第 2 号、国河都第 1 号）」により通知しているとともに、適切かつ円滑に法を運用するための指針として「特定都市河川浸水被害対策法施行に

関するガイドライン（平成 16 年 5 月 国土交通省）」を作成し周知しているところである。また、改正法のうち、令和 3 年 11 月 1 日施行分の施行に当たり留意すべき事項について、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6 ヶ月以内施行分）について（令和 3 年 11 月 1 日国都安第 49 号、国都計第 96 号、国都公景第 112 号、国水政第 82 号、国住参建第 2016 号）」（以下「改正法施行通知」という。）により通知しているところである。

今般、施行後の法の運用状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後の法の運用に関して通知すべき事項についてとりまとめたので、下記の事項に十分留意して、適切な法の運用に努められるとともに、速やかに関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、都市部を流れる河川の流域における浸水被害の防止に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

また、本通知の発出に伴い、「特定都市河川浸水被害対策法の運用について（平成 16 年 5 月 15 日国都下企第 24 号、国都下事第 47 号、国都下流第 4 号、国河政第 22 号、国河計第 15 号、国河域第 2 号、国河都第 1 号）」及び「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（平成 16 年 5 月 国土交通省）」は、廃止する。

## 記

### 1. 流域水害対策計画の策定及び実施について

#### (1) 流域水害対策計画に定める事項に関する補足事項

流域水害対策計画に定める事項のうち、「特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項」については、特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針に沿って、流域のあらゆる関係者が一体となって、河川への流出を抑制する効果のある雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、地方公共団体及び民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備の目標量等を定めることとしているが、当該目標量等には、特定都市河川流域において、地方公共団体が法第 10 条の規定に基づき排水設備の技術上の基準の特例に関する条例を定める場合又は住民等が設置する各戸貯留浸透施設に対する助成制度を設ける場合の雨水の貯留浸透の目標量等を含むことに留意されたい。

#### (2) 流域水害対策計画策定に当たっての手続等

流域水害対策計画の策定に当たっては、当該計画が特定都市河川流域内において居住し、又は事業を営む者（以下「流域内住民等」という。）に十分に理解され、地域の意見を踏まえたものとするのが重要であることから、流域内住民等に分かりやすい内容となるよう工夫を行うとともに、当該流域の浸水被害の特性、浸水被害防止の課題等を記載し、当該計画に定める浸水被害対策の必要性、考え方が分かるようにされたい。

また、流域水害対策計画の策定に際しては、策定に当たっての根拠となったデータ等の情報

公開に努めるとともに、必要に応じ、対策の効果等を説明されたい。

なお、流域水害対策計画の策定に当たっては、当該計画に水防活動に関する事項を含む場合には、必要に応じ関係する水防管理団体と十分な調整を図られたい。

### **(3) 流域水害対策計画の実施等**

#### **① 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の整備**

改正法施行通知のうち、流域水害対策計画に基づいて行う第一 3. (3)⑥から⑧までに掲げる事項に係る施設の整備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）内の土地では想定していない。また、適切な用地がない場合その他のやむを得ない理由により、当該施設を農用地区域内に設置する必要がある場合には、位置決定に際し、あらかじめ十分な時間的余裕をもって当該都道府県及び市町村の農業担当部局と事前調整を図られたい。

法第 8 条第 1 項に規定する河川管理者による雨水貯留浸透施設の設置又は管理には森林の造成・整備は含まれない。また、洪水時以外には農用地として利用する形態の雨水貯留浸透施設の設置は、適切な用地がない場合その他のやむを得ない場合に限るとともに、都道府県農業担当部局と十分な時間的余裕をもって協議されたい。

また、河川管理者等が整備する雨水貯留浸透施設は、都市における貴重なオープンスペースとなり得るものであるとともに、グリーンインフラとしての活用を図る観点から、他の関係機関と連携しつつ、平常時におけるビオトープ及び運動公園等の多目的複合利用を積極的に推進する等、その有効かつ効率的な整備及び運用を図られたい。

なお、河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等については、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、河川法等の規定の適用があることに留意されたい。

法第 5 条第 2 項の規定に基づく流域内住民等による雨水の一時的な貯留又は地下への浸透について、特定都市河川流域内に地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の急傾斜地崩壊危険区域等の法令で水の浸透を助長する行為を制限されている区域が含まれている場合は、原則として当該地域においては浸水被害の防止のためであっても、雨水を地下に浸透させる機能を有する雨水貯留浸透施設の設置等により、雨水を地下に浸透させることがないよう、流域内住民等に対し周知されたい。また、雨水を貯留する工法とする場合には、都道府県等の砂防部局のほか、地すべり等防止法等所管部局と当該工法について調整を図るよう、流域内住民等に対し周知されたい。

なお、雨水貯留浸透施設の設置に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の開発許可又は宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づいて設置された排水施設及び擁壁の機能が損なわれることのないよう、当該施設の設置者に対し周知されたい。

#### **② 他の地方公共団体の負担金**

法第 9 条の規定に基づき他の地方公共団体に負担させることができる費用については、維持管理に要する費用も対象となり得る。

### ③ 排水設備の技術上の基準に関する特例

#### (i) 本制度の適用対象となる排水設備

本制度の対象となる「雨水を排除するための」排水設備とは、雨水を排除する機能を有する排水設備のことであり、合流式下水道に係る排水設備で汚水と雨水を分離する構造となっていないものも含まれる。

#### (ii) 流域水害対策計画との関係

流域水害対策計画の計画事項のうち、法第4条第2項第8号に規定する「特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項」において、本制度により確保すべき雨水貯留浸透の目標量を定める。また、下水道管理者による最大限の対策を講じることを前提に法第4条第2項第7号に規定する「下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（汚水のみを排除するためのものを除く。）」との整合を図って定める。

#### (iii) 条例で技術上の基準を定めるに当たっての留意点

法第10条の規定に基づき条例で技術上の基準を定めるに当たっては、地すべり等防止法第3条の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の急傾斜地崩壊危険区域等の法令で水の浸透を助長する行為を制限されている区域においては、排水設備に適用すべき地下への浸透に関する技術上の基準を適用すべきでないことに留意されたい。また、その他の区域においても、雨水が地中に浸透することにより港湾施設等の保全に支障を及ぼすことのないよう留意されたい。また、法第10条の条例に基づく排水設備は、当該排水設備に係る土地及びその周辺において都市計画法の開発許可又は宅地造成等規制法に基づいて設置された排水施設及び擁壁の機能が損なわれることのないよう計画されることが望ましい。

## 2. 雨水浸透阻害行為の許可について

### (1) 雨水浸透阻害行為の許可

#### ① 許可の観点

雨水浸透阻害行為の許可は、次に掲げる観点から行う。

- ・雨水浸透阻害行為の許可は、雨水浸透阻害行為をする土地の区域からの当該行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画についての技術的基準への適合性及び申請手続の適合性を審査するものであって、雨水浸透阻害行為により増加した流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を超える流出抑制対策を法第34条の許可の条件とすることは不当な義務を課するものであり、そのような条件を付することはできない。
- ・法第35条の協議は、雨水浸透阻害行為に対し適切な対策工事が行われるか否かの観点か

ら行われるものであり、雨水浸透阻害行為として行われる事業の本来の目的及び必要性について影響を及ぼすものではない。

- ・対策工事の計画は、申請者に対し、構造・工法について特段の指示を行うことなく、貯留施設と浸透施設の併用、公園等の公共施設との併用、設置に要する費用等に照らし、対策工事の計画についての技術的基準に適合する範囲内で申請者の任意によるものとする。

なお、法第 30 条の許可及び法第 35 条の協議に基づき実施される対策工事の内容については、都市計画決定の変更を求めるものではない。

## ② 許可権者

雨水浸透阻害行為の許可権者は、都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）又は同法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき法第 3 章第 1 節（法第 40 条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村の区域内にあっては、これらの市町村。以下 2. 及び 4. において「都道府県等」という。）の長（以下 2. において「都道府県知事等」という。）である。

なお、地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）附則第 2 条に規定する施行時特例市のうち、同法の施行以前から法第 30 条に規定する雨水浸透阻害行為の許可等に係る事務を担っている施行時特例市に限り、同法附則第 69 条の規定に基づき、引き続き、当該事務を担うことが可能である。

また、雨水浸透阻害行為の許可権者は、地方自治法第 227 条及び第 228 条の規定に基づき条例を定めることにより許可手数料を徴収することが可能である。手数料の標準については、地域の実情に応じて定めることが望ましい。

## ③ 許可の対象となる行為

雨水浸透阻害行為の許可の対象となる行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成 16 年政令第 168 号。以下「令」という。）第 6 条に規定する対象規模（1,000 m<sup>2</sup>。ただし、都道府県等の条例で下限を 500 m<sup>2</sup>まで引き下げることが可能。）以上のものをいう。

(i) 宅地等にするために行う土地の形質の変更

(ii) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(i) に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）

(iii) (i) 及び (ii) のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為

- ・ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
- ・ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、(iii)に定める行為により造成された土地において、(i)又は(ii)に定める行為を行うときは許可を要するとともに、雨水浸透阻害行為の許可は、行為の主体及び行為の目的を問うものではなく、公的主体が行う行為及び公益性のある事業に伴う行為であっても許可を要する。このうち、国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為については、法第35条に規定する許可の特例により、都道府県知事等との間で協議の成立をもって許可を受けたものとみなす。

## (2) 雨水浸透阻害行為の許可の申請

### ① 宅地及びその他の土地利用形態の判断

宅地及びその他の土地利用形態の判断は、次に掲げるところにより行う。

なお、土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真等により判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なものによることとして差し支えない。

#### (i) 宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。

- ・現況において、建物の用に供している土地
- ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地
- ・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

#### (ii) 池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。

#### (iii) 道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。

#### (iv) 鉄道線路

鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は

鉄道線路には含まない。

**(v) 飛行場**

空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。

**(vi) 排水施設が整備されたゴルフ場**

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

**(vii) 排水施設が設置された運動場その他これに類する施設**

運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

**(viii) 締め固められた土地**

運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（(vi)及び(vii)に掲げるものを除く。）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。

**(ix) 山地**

平均勾配が10%以上の土地（(i)から(viii)まで及び(xi)に掲げるものを除く。）をいう。

**(x) 林地・原野**

平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（(i)から(viii)まで及び(xi)に掲げるものを除く。）をいう。

**(xi) 耕地**

耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。

**② 許可の申請単位及び申請手続の簡素化**

雨水浸透阻害行為の許可の申請単位は、事業期間が5年程度までとなる一連の事業区域を基本とする。なお、5年を超えるものであっても一の申請単位とすることも可能であるが、この場合であっても、対策工事は事業の早い段階で実施されることが望ましい。

なお、同一事業者が同一許可権者の管轄の区域内で複数の申請をまとめて行うことを妨げるものではない。

また、雨水浸透阻害行為を行おうとする者との事前相談のための窓口を設け、適切に対処することが望ましい。

許可申請に関しては、手続簡素化のため、インターネットを利用した許可申請手続とすることも可能である。

### ③ 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定は、開発等の行為の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計によるものとし、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号。以下「規則」という。）第 16 条第 4 項に規定する現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とする。

なお、面積は鉛直投影面積とする。

### ④ 既に着手している行為の許可の取扱い

法第 3 条の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- ・既に工事に着手している行為
- ・都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ・事業採択されている等既に事業化されている行為
- ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

なお、関係都道府県知事及び市町村長は、特定都市河川等の指定を行う際の意見聴取の機会等を通じて、必要に応じて流域内の既着手行為について、確認をしておくことが望ましい。

また、申請者は、別図に示す標準フローのとおり、事業の特性等に応じて、それぞれの事業進捗の段階で許可（協議）及び検査を受ける必要があることに留意されたい。

### ⑤ 雨水浸透阻害行為の変更に関する取扱い

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の変更は、法第 37 条の規定に基づき、変更の許可申請（協議）が必要である。

許可申請（協議）が不要となる軽微な変更は、規則第 24 条に規定されているとおり、対策工事の着手予定日又は完了予定日の変更に限られる。また、この場合においても、法第 37 条第 3 項の規定に基づく届出は必要である。

事業の特性等により、雨水浸透阻害行為をする土地の面積の変更を複数回行わざるを得ない場合については、事業主体の過度な負担を軽減する観点から、変更後の面積が確定した段



階でまとめて許可申請（協議）を行うことを可能とする等の運用を図ることが望ましい。

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の微小な変更の許可申請（協議）で、対策工事に与える影響が少ないものについては、許可（協議）の合理化、簡素化に努めることが望ましい。

### （３）雨水浸透阻害行為の許可の対象規模の引下げ

浸水被害の発生頻度が著しく高く、より小規模な開発等も含めて早急に規制する必要がある地域や、地形的・自然的条件又は市街化が相当程度進展したこと等の社会的条件により、開発等に係る土地全体の面積に占める小規模な開発に係る土地の面積の割合が特に大きい地域等においては、令第6条ただし書の規定に基づき、都道府県等の条例で、区域を限り、次に掲げる要件について総合的に勘案した上で、やむを得ない場合に限り、同条本文に規定する対象規模（1,000㎡）の下限を500㎡まで引き下げることができる。

- ・浸水被害の発生状況として、浸水被害の頻度と規模
- ・自然的条件の特殊性として、局地的な豪雨の発生状況
- ・社会的条件の特殊性として、特定都市河川流域内の開発動向の現状及び将来的な動向

なお、引下げ後の対象規模は、令第6条ただし書に規定する500㎡を下回ってはならない。また、宅地開発等に係る条例等（条例によらない行政指導等を含む。以下同じ。）における対象規模を下回らないことが望ましい。

### （４）雨水浸透阻害行為をする土地が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置

一の雨水浸透阻害行為をする土地が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の許可（協議）の事務は、次に掲げるところにより行う。

#### ① 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の合計が1,000㎡以上の場合

それぞれの許可権者の行政区域内における雨水浸透阻害行為をする土地の面積（以下「個別行為面積」という。）が許可の対象規模（1,000㎡）以上であるか否かに関わらず、全ての許可権者による許可を要し、許可の申請はそれぞれの行政区域の許可権者に対してなされるものである。

各許可権者に提出される申請書の内容は、同一のものとし、複数の許可権者の行政区域に及ぶ雨水浸透阻害行為の全ての内容を網羅したものとする。

各許可権者は、あらかじめ調整の上、一の許可権者が窓口となり、他の許可権者に申請書を送付する等、申請者の負担軽減に努める。

許可の判断は、各許可権者が独立して行うものであるが、あらかじめ、一の許可権者が窓口となって調整を図り、申請者の負担軽減に努める。

#### ② 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の合計が1,000㎡未満の場合であって、かつ、許可規模要件が令第6条ただし書の規定に基づき都道府県等の条例で引き下げられている場合

個別行為面積が引下げ後の許可の対象規模（500㎡以上1,000㎡未満）以上である場合に限り、当該許可権者による許可を要し、許可の申請は当該行政区域の許可権者に対してなさ

れば足りる。

申請書の内容は、複数の行政区域に及ぶ雨水浸透阻害行為の内容全体ではなく、許可権者の行政区域に限ったもので足りる。

## (5) 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲

### ① 通常の管理行為、軽易な行為

雨水浸透阻害行為の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次に掲げる行為をいう。

#### (i) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

令第7条第1号に規定する「主として農地又は林地を保全する目的で行う行為」は、次に掲げる行為である。

#### イ 農地を保全する行為

農業農村整備事業等で該当する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、令第7条第1号に規定する行為に該当しない。

なお、複数の行為を併せて行う事業については、行為ごとに令第7条第1号の規定に対する該当性を判断する。

- 一 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為
- 二 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更又は保全する行為
- 三 地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為
- 四 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（(5)①(i)イ三に掲げるものに限る。）を復旧する行為
- 五 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（(5)①(i)イ三に掲げるものに限る。）を復旧する行為

#### ロ 林地を保全する行為

林地を保全する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、令第7条

第1号に規定する行為に該当しない。

一 森林法（昭和26年法律第249号）第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築

なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員4m（地形の状況その他やむを得ない場合にあっては、3m）とされている。

二 作業道の開設

三 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う工事を除く。）の実施

四 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施

## **（ii）既に舗装されている土地において行う行為**

既存の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で覆うこと）された土地は、雨水の流出の度合いが高い土地であり、当該土地における補修工事等の行為は許可を要しない。

## **（iii）仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）**

許可を要しない仮設の建築物の建築、仮設構造物の設置及び仮設道路の設置並びに植栽により森林への復旧を行うことを条件に森林法において許可された土地を一時的な利用に供する目的で行う行為等は、原則として、その期間が1年（建築物の建築又は工作物の設置に係る工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものにあつては、1年を超えるものであつても建築物又は工作物の施工上必要と認められる期間とする。）を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されるものである。

なお、許可を要しないものの、その期間が1年を超え長期間に及ぶ場合は、法第5条に規定する雨水の一時的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、事業者により、当該期間に限った仮設の流出抑制対策が行われることが望ましい。

## **（iv）その他**

農業用のビニールハウスやガラスハウスの設置が、農地法（昭和27年法律第229号）上の農地として取り扱われる場合については、法第30条ただし書に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為に該当する。

また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設については、法第30条第2号に規定する土地の舗装に該当するものとして、許可を要する。

## ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

非常災害のために必要な応急措置とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる仮復旧及び時間的、地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる本復旧をいう。

また、水防活動並びに河川等に係る施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

## ③ 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い

特定都市河川からの氾濫が想定される区域のうち、降雨が当該特定都市河川に流出する区域（当該特定都市河川に雨水を排除する下水道の排水区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第7号に規定する排水区域をいう。）を含む。）を越える区域がある場合、当該区域における雨水浸透阻害行為は、法第30条の許可に係らしめる必要がないことから、改正法施行通知に示した手順により特定都市河川流域の指定の手続を講じることとするなど、流域水害対策計画に基づき、当該区域内における雨水浸透阻害行為を許可の対象外とし、過度な規制とならないよう留意されたい。

## （6）災害復旧の取扱い

被災した施設等を原形に復旧する災害復旧は、雨水浸透阻害行為に当たらない（復旧する施設等の材質変更をする場合を含む。）。ただし、災害復旧のうち道路、集落道等の線形変更等移設を伴うものについては、雨水浸透阻害行為をする土地の面積により許可申請の必要性を判断されたい。

また、移設を伴わない道路の災害復旧工事については、雨水浸透阻害行為前の道路の敷地（現況の土地利用形態が道路（道路法面を含む。）である土地（地目は問わない。））の範囲における災害復旧工事は許可を要しないが、当該道路の敷地の範囲を越えて災害復旧工事を行う場合は、雨水浸透阻害行為をする土地の面積により許可申請の必要性を判断されたい。

なお、移設を伴わない道路以外の災害復旧であっても、従前の機能の回復のため復旧対象施設の敷地内の宅地等以外の土地において不浸透性の材料で土地を覆う場合は、雨水浸透阻害行為をする土地の面積により許可申請の必要性を判断されたい。

## （7）雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画

### ① 基本的な考え方

対策工事は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則とする。

対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等（以下「排水区域等」という。）の変更が行われていないことを原則とする。

対策工事は、基準降雨（令第6条ただし書の規定に基づき条例が定められた場合において、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めた場合又は令第10条第1号の規定に基づき基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあつては、当該降雨。以下同じ。）が生

じたときの行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を越えるときは、当該越える区域を含む。以下同じ。）における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の最大値について、行為前の行為区域の土地利用状況に応じた流出雨水量に比べて増加することのないよう抑制するものである。また、このとき雨水貯留浸透施設からの放流量について、放流先の河川、下水道等の能力に係る許容放流量を設定してはならない。

ただし、他法令の規定に基づく規制による場合は、この限りではない。

## ② 施設の設置箇所

やむを得ない事情により、対策工事に係る雨水貯留浸透施設を雨水浸透阻害行為を行う土地の区域から離れた場所に設置する場合には、次に掲げる事項が遵守されていることを標準とする。

- ・雨水浸透阻害行為を行う土地の区域と対策工事を行う土地の区域との間を含め、関連する河川、下水道等の管理者との調整が整っている。
- ・対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域には、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域を含んでいる。

ただし、地形地質上の制約及び事業の特性により、これらにより難しい場合は、流域の治水安全度を確保することを前提として、申請者及び関係部局と十分調整を図るものとする。

## ③ 排水区域等の変更

やむを得ず排水区域等の変更を行う場合は、あらかじめ、関連する河川又は下水道等の管理者との調整を整えられたい。

## ④ その他

雨水の浸透に適した地域における対策工事としては、浸透施設が健全な水循環に資することに加え、一般的に対策工事の規模が小規模となる場合には経済性の観点から浸透施設によることが望ましい。このため、流域内住民等にその旨を周知する等により、雨水の浸透を推進されたい。

対策工事に係る雨水貯留浸透施設は、周辺の環境に配慮したものであることが望ましい。また、施設所有者と協議を行い、降雨時等の安全性を踏まえた上で、地方公共団体による公園利用、環境整備等の地域のニーズに応じ施設の有効利用が図られることが望ましい。

## (8) 対策工事の計画についての技術的基準

対策工事の規模の算定に当たっては、次の①から③までに掲げるところにより行う。

国土交通省ウェブサイトで公表している調整池容量計算システムを活用することにより、土地利用形態ごとの土地の面積、降雨強度値（必要に応じて雨水浸透阻害行為により増加した後の流出雨水量や、予定する浸透施設の諸元）を入力することにより、技術的基準への適合状況の確認や技術的基準に適合した調整池の必要容量を容易に計算することが可能である。

都道府県知事等においては、許可の申請の効率的な運用の観点から、公示する基準降雨につ

いて、別表に示すとおり、調整池容量計算システムのフォーマットに沿った様式により公表されたい。

## ① 基準降雨

都道府県知事等が公示する基準降雨は、確率年を10年、降雨波形を中央集中型、洪水到達時間を10分、降雨継続時間を24時間とし、既存の降雨観測記録から降雨継続時間と降雨強度の関係について統計処理して適切に設定することを標準とする。

なお、基準降雨の公示は、別表の24時間の10分ごとの時間帯における降雨強度値をもって行う。

## ② 流出係数の適用

土地利用形態ごとの流出係数は、「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）」に定める値を適用し、次の事項に留意されたい。

### (i) 宅地

宅地のうち、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウス等、土地利用における建物等の敷地とそれ以外の敷地の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地については、建物等の敷地の範囲を特定の上、「宅地」の流出係数を適用する。

### (ii) 池沼、水路及びため池

池沼、水路及びため池については、これらと一体として考えられる堤防等の敷地の範囲を一括して設定する。

### (iii) 道路

道路（高架道路を含む。）は、行為区域内の路肩から路肩までの範囲（歩道又は植栽帯がある場合はこれらを含む。）について、「道路（法面を有しないものに限る。）」の流出係数を適用し、法面を有する場合には、「人工的に造成され植生に覆われた法面」又は「コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面」の流出係数を当該法面部分に適用し、路肩から路肩までの範囲と合わせ、その面積により按分して設定する。

### (iv) 鉄道線路

(iii) 道路と同様の考え方で設定する。（この場合において、「路肩から路肩までの範囲」とあるのは、「線路の敷地の範囲」と読み替える。）

### (v) 飛行場

(iii) 道路と同様の考え方で設定する。（この場合において、「路肩から路肩までの範囲」とあるのは、「飛行場の滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設

等の敷地の範囲」と読み替える。)

**(vi) ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）**

ゴルフ場及び運動場は、排水施設の設置目的に沿った集水区域を対象として設定する。ただし、クラブハウス等の建物、運動場の観覧席等は、当該建物等の敷地を含めて「宅地」として設定する。

**(vii) ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地**

締め固められた土地の範囲は、造成の目的に応じた土木工事の締め固め基準等により造成された土地をいうものであり、単なる整地、捨土及び十分に締め固めない盛土等は含まない。

なお、既存の土地利用における締め固められた土地への該当性の判断は、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度にその土地が締め固められているか等、土地利用の状況を踏まえて行う。

**③ 対策工事の規模の算定**

**(i) 流出雨水量の算定**

流出雨水量の算定は次に掲げる式により 10 分ごとに算定する。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A \cdot \frac{1}{10000}$$

Q 行為区域からの流出雨水量(m<sup>3</sup>/s)

F 行為区域の平均流出係数

r 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/h)  
(洪水到達時間は 10 分とする。)

A 行為区域の面積(m<sup>2</sup>)

**(ii) 浸透施設の見込み方**

対策工事の手法として浸透施設を計画するときのその効果の見込み方は、当該浸透施設の雨水の浸透能力を流量に換算し、流出雨水量から控除して行う。

なお、浸透施設の能力は、対策工事を行う土地の地質特性を現場試験により確認の上、設定することを標準とする。

**(iii) 貯留規模の算定方法**

対策工事の規模の算定は、次に掲げる式によることを標準とする。

$$\frac{dV}{dt} = Q_{in}(t) - Q_{out}(t) = (Q(t) - Q_p) - Q_{out}(t)$$

$$Q(t) = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r(t) \cdot A \cdot \frac{1}{10000}$$

### イ 自然放流方式

$$[H(t) \leq 1.2D] \quad Q_{out} = C' \cdot a^{1/2} \cdot H(t)^{3/2}$$

[1.2D < H(t) < 1.8D] H=1.2D, H=1.8D の  $Q_{out}$  を直線近似

$$[H(t) \geq 1.8D] \quad Q_{out} = C \cdot a \sqrt{2g \left( H(t) - \frac{1}{2}D \right)}$$

### ロ ポンプ放流方式

横越流方式等による流入制限方式、ポンプによる常時排水方式の場合とも  $Q_{out}(t)$  は次によること。

$$[Q_{in}(t) \leq Q_0] \quad Q_{out}(t) = Q_{in}$$

$$[Q_{in}(t) > Q_0] \quad Q_{out}(t) = Q_0 \quad [\text{常時排水方式の場合}]$$

$$Q_{out}(t) = 0 \quad [\text{ポンプ排水方式の場合}]$$

$Q_{in}(t)$  調整池への流入量 (m<sup>3</sup>/s)

$Q_{out}(t)$  調整池からの放流量 (m<sup>3</sup>/s)  $\leq Q_0$  (行為前の最大流出雨水量 (m<sup>3</sup>/s))

$Q(t)$  行為区域からの流出雨水量 (m<sup>3</sup>/s)

$Q_p$  浸透施設による浸透量 (m<sup>3</sup>/s)

$Q(t) - Q_p \leq 0$  のときは  $Q_p = Q(t)$

$V$  調整池の貯留量 (m<sup>3</sup>)

$C, C'$  放流口の流出係数  $C=0.6, C'=1.8C$

$a$  放流口の断面積 (m<sup>2</sup>)

$H(t)$  調整池の水位 (m)

$D$  放流口の径 (m)

$t$  計算時刻 (s)

$f$  行為区域の平均流出係数

$r$  基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値 (mm/h)

$A$  行為区域の面積 (m<sup>2</sup>)

### (iv) 雨水貯留浸透機能を有する舗装の見込み方

道路事業又は街路事業等に伴う対策工事を雨水貯留浸透機能を有する舗装により行うと



きは、「土木研究所資料 道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成17年6月 独立行政法人土木研究所）」に基づき対策工事の計画・設計を行うことを標準とする。

#### **（v）対策工事における既存の防災調整池等の取扱い**

行為区域に近接又は隣接して、宅地開発等に係る条例等に基づき設置された既存の防災調整池又は他の対策工事により設置された雨水貯留浸透施設（いずれも自らが設置管理するものに限る。以下これらを「既存施設」という。）が存在する場合で、行為区域からの雨水が当該既存施設に流入する場合は、流出雨水量を当該既存施設を経由した地点で算定することが可能である。

なお、当該防災調整池は、対策工事により設置される雨水貯留浸透施設の規模算定の前提条件となるため、少なくとも保全調整池に指定し、当該雨水の流出抑制機能の保全の措置がとられることが望ましい。

また、浸透機能を見込んだ場合には、できる限り、当該機能の保全措置がとられることが望ましい。

#### **（vi）対策工事としての土地利用形態の変更**

雨水浸透阻害行為を行う土地に隣接する既存の宅地等の土地の区域（以下「隣接区域」という。）について、当該土地が農林地と同等の雨水の流出の度合いを有し、かつ、他法令の規定に基づく規制によりその土地利用形態が確保される土地となることが確実な場合には、これを対策工事の計画の全部又は一部として見込むことが可能である。

その場合の土地利用形態の変更による効果は、雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の算定において、隣接区域の流出係数を雨水の浸透性が高い土地利用に応じた流出係数に置き換えて行う。

また、当該土地利用形態の変更は、対策工事の計画の全部又は一部として、対策工事の計画についての技術的基準に適合するかどうか許可が必要であるが、隣接区域が雨水貯留浸透施設として取り扱われるものではない。

また、当該土地利用形態の変更により造成等がなされた土地は宅地等ではないため、当該土地において、再度雨水浸透阻害行為を行うときは許可を要する。

#### **（vii）対策工事の規模の提示**

申請者の便宜を図るため、雨水浸透阻害行為の類型に応じた当該行為をする土地の面積に対する対策工事の規模について、参考情報として提示することが望ましい。

### **（9）対策工事の計画についての技術的基準の強化**

対策工事の計画についての技術的基準を都道府県等の条例により強化するときは、次に掲げる要件について総合的に勘案した上で、やむを得ない場合に限り行うものとする。

- ・浸水被害の発生状況として、浸水被害の頻度と規模
- ・自然的条件の特殊性として、局地的な豪雨の発生状況

強化降雨の上限は、強化後の降雨強度値がいずれの時間帯においても、特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下「計画対象降雨」という。）の降雨強度値を超えないものとする。

なお、流域水害対策計画の変更に伴い計画対象降雨が変更された場合に、対策工事の技術的基準も自動的に強化されるものではなく、強化する場合にあっては、原則として、強化後の対策工事の計画についての技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設の規模が従前の宅地開発等に係る条例等で求める流出抑制対策の規模を上回らないよう配慮されたい。

なお、法第 33 条の規定に基づく技術的基準の強化は、港湾施設の保全に影響を及ぼすことのないようにされたい。

#### **(10) 雨水浸透阻害行為の対象規模の引下げに伴う技術的基準の緩和**

雨水浸透阻害行為の許可の対象規模を都道府県等の条例により引き下げるときは、小規模事業者等の負担軽減を図る観点から、対策工事の計画についての技術的基準の緩和を併せて行うことが望ましい。この場合の技術的基準の緩和は、基準降雨の波形を基本として行う。

#### **(11) 都市計画事業等に対する円滑な許可事務の実施**

都市計画事業、市街地開発事業等については、次に掲げるように自らの事業において対策工事の計画についての技術的基準に基づき当該事業が実施されるものであることから、雨水浸透阻害行為の許可に当たっては、円滑かつ速やかな事務の実施に努められたい。

##### **① 都市計画事業等**

都市施設を整備する都市計画事業及び都市公園の設置管理に当たっては、計画段階又は事業実施段階においても対策工事の計画についての技術的基準に基づき施設計画策定及び事業実施を行うよう運用を図る。

##### **② 市街地開発事業**

土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地開発事業については、土地区画整理事業運用指針等により、対策工事の計画についての技術的基準に基づいて事業を行うよう運用を図る。

#### **(12) 災害復旧事業に対する迅速な協議の実施**

災害復旧事業の実施に関して雨水浸透阻害行為に係る協議の申出があったときは、当該事業の緊急性に鑑み、迅速な協議の成立に努められたい。

#### **(13) 他法令等による規制との調整**

##### **① 都市計画法の開発許可等との調整**

雨水浸透阻害行為の許可に関して、都市計画法第 29 条に規定する開発許可に係る流出抑制対策が同時に必要となるときは、法に基づき実施される対策工事として設置する雨水貯留

浸透施設は、対策工事の計画についての技術的基準の範囲において、都市計画法の開発許可の許可基準による対策の機能を兼ね備えた対策工事として計画されることが望ましい。また、雨水貯留浸透施設の設置は、都市計画法の開発許可又は宅地造成等規制法に基づいて設置された排水施設及び擁壁の機能が損なわれることのないよう計画されることが望ましい。

雨水浸透阻害行為の許可は、都市計画法の開発許可窓口との一本化を図るよう同法の開発許可担当部局と調整すること及び申請書類の共通化を図ることにより、宅地開発等の手続が煩雑とならないよう措置することが望ましい。

また、開発許可を申請中の事業が雨水浸透阻害行為の許可対象となる場合には、既に提出された申請書類等を最大限活用すること等により、申請手続の簡素化及び審査期間の短縮等を図り、当該事業の遂行が滞ることのないよう十分配慮されたい。

## ② 森林法の林地開発許可等との調整

雨水浸透阻害行為の許可に関して、森林法第10条の2及び第34条の許可並びに国有林における林地開発行為の規制が同時に必要となる場合は、法に基づき実施される対策工事として設置する雨水貯留浸透施設は、対策工事の計画についての技術的基準の範囲において、林地開発許可の許可基準による対策の機能を兼ね備えた対策工事として計画されることが望ましい。

また、森林部局（国有林野にあっては、森林管理局）の知見を活用し、また河川及び下水道部局と森林部局との密接な連携を図り、かつ許可事務の簡素化及び合理化に努めることが望ましい。

## ③ 地すべり等防止法等による許可との調整

地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内において、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可と雨水浸透阻害行為の許可が同時に必要となる場合は、双方の許可に齟齬が生じないように、都道府県等の砂防部局のほか、地すべり等防止法所管部局との密接な連携、許可に係る事務の簡素化及び合理化を図ることが望ましい。

さらに、雨水浸透阻害行為に関する対策工事は、次に掲げる区域の範囲及びその周辺地域においては、雨水を地下に浸透させない工法によるものとし、また雨水を貯留する工法とする場合には、都道府県等の砂防部局のほか、地すべり等防止法等所管部局と当該工法について調整を図られたい。

- ・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・その他法令により雨水の浸透を助長する行為が制限されている区域

## ④ 他法令や条例による規制との調整

雨水浸透阻害行為の許可に関して、流出雨水量を増大させないことを目的として、条例や2.(13)①から③までに掲げる法令以外の法令（以下「条例等」という。）により、法第30条の許可の対象外となる行為に対し流出抑制対策を求めているときは、条例等の規定に

従う必要がある。また、法と条例等の双方で流出抑制対策を求めることとなるときは、それぞれの規定に従う必要があり、法に基づき実施される対策工事の規模と条例等で求める流出抑制対策の規模を比較した上で、当該規模が大きい方を適用する。

法と条例等の双方の手続を効率的に運用する観点から、条例等で求める流出抑制対策の規模が法に基づき実施される対策工事の規模よりも大きいことが明らかであり、かつ、共通する審査項目がある場合には、法と条例等と法に基づく許可（協議）に係る審査を併せて実施する等、手続を効率的に行うことが望ましい。また、事務負担の軽減や許可（協議）に係る審査の効率化のため、窓口を一本化すること及び法と条例等それぞれの許可の対象行為や対策工事の規模等を明示して、あらかじめ、ウェブサイトへの掲載等、適切な手段により周知することが望ましい。

#### **(14) 宅地開発等に係る条例等の見直し**

特定都市河川流域内において、宅地開発等に伴う流出抑制対策として開発者に調整池等の設置を求めている宅地開発等に係る条例等については、法第 30 条に規定する雨水浸透阻害行為と同趣旨の部分について見直すことが望ましい。

#### **(15) 許可に関する農林水産省所管事業との調整**

農林水産省所管事業の事業計画の認可と雨水浸透阻害行為の許可について、円滑化かつ事務手続の簡素化及び合理化が図られるよう、地方公共団体内において調査計画段階から関係部局間の連絡調整が十分に図られることで手戻りが生じることがないように努められたい。

#### **(16) 公共事業等に対する対策工事等の費用の縮減**

道路事業、街路事業、地すべり防止工事及び急傾斜崩壊防止工事等の公共事業（以下単に「公共事業」という。）の施行に伴い雨水浸透阻害行為に関する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置するときは、対策工事の施工費用及び当該雨水貯留浸透施設の維持管理費用の縮減の観点から、次に掲げるところにより、当該公共事業の事業者（以下「公共事業者」という。）の負担の軽減に最大限努められたい。

##### **① 河川管理者が自ら行う事業と公共事業に係る対策工事の合併施行**

河川管理者が特定都市河川流域内において雨水貯留浸透施設を設置する予定があるときは、公共事業の実施に関連して、法第 31 条の対策工事を施行する予定のある公共事業者と合併施行する用意がある旨を周知する。

河川管理者に対して、公共事業者から合併施行に関する事業調整の申出があったときは、円滑かつ速やかな事業調整を図る。

合併施行に要する費用負担割合、権原の所有、管理の方法等については、河川管理者と公共事業者の双方が適切に協議する。

##### **② 下水道事業と公共事業に係る対策工事の調整**

公共事業者が設置する雨水貯留浸透施設について、例えば当該施設から下水道への放流に関してポンプ施設による強制排水ではなく、自然流下による放流が可能となるよう下水管渠の埋設深を可能な範囲で最大限調整する等の調整を図る。

#### **(17) 対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の移管**

雨水浸透阻害行為の許可等に際し、申請者等から対策工事により設置される雨水貯留浸透施設の移管について申出があったときは、当該雨水貯留浸透施設の浸水被害に対する重要性等を勘案し、必要に応じて地方公共団体が移管を受けて管理することが望ましい。なお、施設の移管は、当該施設の財産権に加えて、当該施設の敷地である土地の権原の帰属を前提とする。

また、当該許可を行った後に当該雨水貯留浸透施設の所有者等から同様の申出があったときについても、同様とする。

#### **(18) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為**

##### **① 許可の対象となる行為**

法第 39 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事等の許可の対象となる、対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為の例は、次に掲げる行為である。

##### **(i) 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為**

- ・ 塵芥又は土砂の投棄
- ・ 建設資材等を置くこと

##### **(ii) 雨水貯留浸透施設を損傷する行為**

- ・ 調整池等の堤防の掘削
- ・ 浸透機能を発揮する部分の閉塞

##### **(iii) 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為**

- ・ 流入口又は流出口の閉塞又は径の変更

##### **② 適用除外**

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為に関する許可の適用除外となる行為の例は、次に掲げる行為である。

##### **(i) 通常の管理行為**

管理設備及びスクリーン等の設置等雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為

## **(ii) 軽易な行為**

仮設の建築物の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

## **(iii) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為**

水防活動並びに災害復旧における一時的な流入口又は流出口の閉塞その他の河川等に係る施設及び設備の応急復旧

## **(19) 雨水貯留浸透施設の機能の保全**

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設について、雨水を一時的に貯留する機能を損なうおそれのある行為の許可申請がされた際において、当該機能が損なわれることが認められるときは、当該機能を保全するために必要な工事（以下「保全工事」という。）が計画されている場合に限り許可されるものである。

なお、保全工事の計画のうち雨水の流出抑制に関する部分の許可の事務は、対策工事の計画に準拠して行われたい。

## **(20) 標識の設置**

対策工事の計画についての技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示するため都道府県知事等が設置する標識は、規則第 27 条に規定する事項に加え、当該雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知するため、その旨を記載し、構造を図で示す等、分かりやすいものとするのが望ましい。

## **(21) 宅地建物取引業者等からの問合せへの対応**

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務付けている。当該説明対象項目として特定都市河川流域内の宅地等以外の土地における雨水浸透阻害行為の許可及び当該雨水浸透阻害行為に関する工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可等を規定する法第 30 条、第 37 条第 1 項及び第 39 条第 1 項が宅地建物取引業法施行令（昭和 39 年政令第 383 号）第 3 条第 1 項に規定されているところ、地方公共団体の担当部局におかれては、宅地建物取引業者等からの問合せに対し適切に対応されたい。

## **3. 保全調整池の指定について**

### **(1) 指定権者**

保全調整池の指定権者は、都道府県（指定都市等又は地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

の規定に基づき法第3章第2節（法第47条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村の区域内にあっては、これらの市町村。以下3.において「都道府県等」という。）の長（以下「都道府県知事等」という。）である。

なお、地方自治法の一部を改正する法律附則第2条に規定する施行時特例市のうち、同法の施行以前から法第44条第1項に規定する保全調整池の指定等に係る事務を担っている施行時特例市に限り、同法附則第69条の規定に基づき、引き続き、当該事務を担うことが可能である。

## **（2）保全調整池の指定の対象となる防災調整池の規模等**

保全調整池は、法第2条第7項に規定する防災調整池として、法第30条の許可を受けて行う法第31条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除き、河川管理者及び下水道管理者以外の者により設置された施設のうち、令第14条に規定する対象規模（100㎡以上。ただし、都道府県等の条例で下限を引き下げることが可能。）以上のものが指定の対象となる。なお、利水専用の農業用ため池等浸水被害の防止を目的としないものは、雨水貯留浸透施設に該当しないため、保全調整池には指定されないものである。

なお、保全調整池の指定は、特定都市河川等の指定時に一度に行う必要はなく、順次、早期に指定を行うことが望ましい。

## **（3）保全調整池の指定の対象規模の引下げ**

令第14条に規定する保全調整池の指定の対象規模（100㎡）について、同条ただし書の規定に基づき、都道府県等の条例により引き下げるときは、次に掲げる要件について総合的に勘案した上で、やむを得ない場合に限り、必要最小限度の範囲で行うものとする。

なお、当該規模の引下げは、特定都市河川流域内で同程度となることが望ましい。

- ・浸水被害発生状況として、浸水被害の頻度と規模
- ・自然的条件の特殊性として、局地的な豪雨の発生状況
- ・社会的条件の特殊性として、防災調整池の設置、管理及び保全の状況

## **（4）保全調整池の指定に関する意見聴取**

保全調整池の指定に当たっては、当該防災調整池の所有者等の意見を聴取する必要はないが、雨水を一時的に貯留する治水対策としての目的に加えて、利水等の他の目的を併せ持つような農業用のため池については、保全調整池の指定に当たって、事前に都道府県の農業担当部局の意見を聴くこととされたい。

## **（5）標識の設置**

保全調整池の指定に当たって都道府県知事等が設置する標識は、規則第33条に規定する事項に加え、当該保全調整池が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等及び保全調整池所有者等に対して周知するため、その旨を記載し、構造を図で示す等、分かりやすいものとするのが望ましい。

## **(6) 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為**

### **① 届出の対象となる行為**

2. (18) ①に準ずる。

### **② 適用除外**

2. (18) ②に準ずる。

## **(7) 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為に対する助言又は勧告**

法第46条第1項の規定に基づく保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能を阻害するおそれのある行為の届出があったときは、できる限り当該機能が保全されるよう、所有者等に要請されたい。

さらに、法第46条第4項の規定に基づく助言又は勧告は、宅地開発等に係る条例等による防災調整池の設置経緯及び浸水被害の発生状況等を総合的に勘案し、行き過ぎた内容とならないよう配慮されたい。

## **(8) 管理協定の締結等**

地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池の所有者等との間において管理協定を締結の上、当該保全調整池の管理を行うことができるものとされており、保全調整池の機能の保全のため、本制度を積極的に活用することが望ましい。

## **(9) 宅地建物取引業者等からの問合せへの対応**

宅地建物取引業法においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務付けている。当該説明対象項目として保全調整池の埋立て等の行為の届出及び管理協定の承継効を規定する法第46条第1項及び第52条が宅地建物取引業法施行令第3条第1項に規定されているところ、地方公共団体の担当部局におかれては、宅地建物取引業者等からの問合せに対し適切に対応されたい。

## **(10) 保全調整池の管理のあり方**

保全調整池は、当該保全調整池の管理権原等の移管を受けた上で地方公共団体が管理を行うことが望ましく、保全調整池の指定に際し当該保全調整池の所有者から当該保全調整池の移管について申出があったときは、当該保全調整池の財産権及び当該調整池の敷地である土地の権原の帰属を前提として、協議を行うこととされたい。

さらに、当該指定後に保全調整池の所有者から同様の申出があったときについても、同様とする。



#### **4. 雨水の流出抑制に関するその他の事項**

##### **(1) 流域内住民等に対する周知**

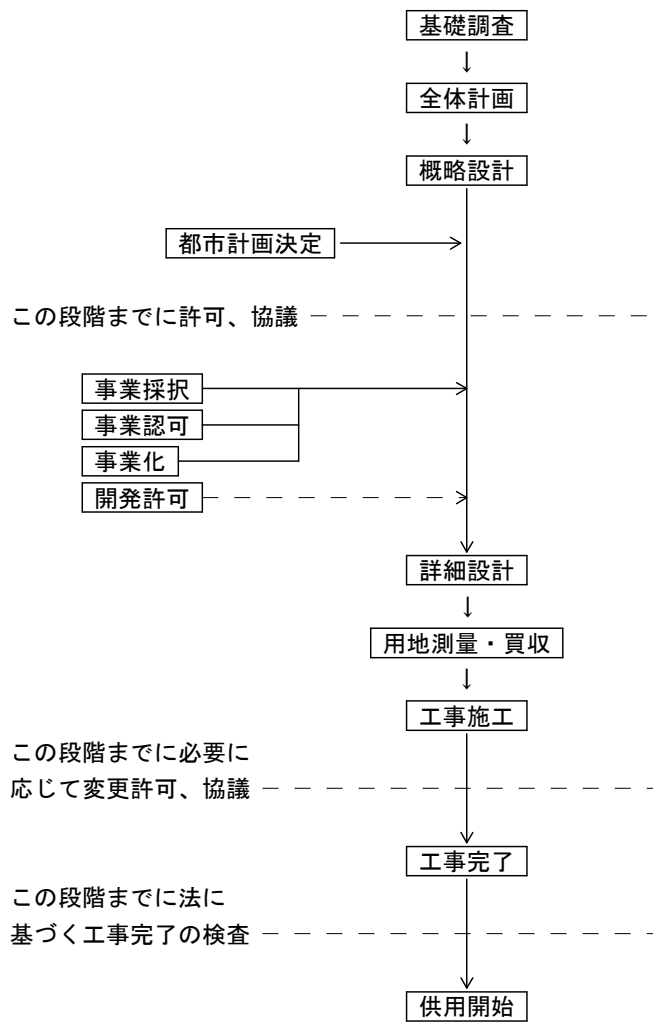
流域内住民等に対し、次に掲げる事項について都道府県等の公報、ウェブサイト等により周知されたい。

- ・雨水浸透阻害行為の許可に関する制度の趣旨及び許可の申請等に係る情報
- ・雨水の浸透に適した地域における対策工事としては、浸透施設が健全な水循環に資することに加え、一般的に対策工事の規模が小規模な場合には経済性等の観点から浸透施設によることが望ましいこと

##### **(2) 雨水の貯留浸透の推進**

特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、流域内住民等に対して、次に掲げる事項について、積極的な啓発を行うこととされたい。

- ・各戸における雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めること
- ・令第6条に規定する雨水浸透阻害行為の許可の対象規模（1,000 m<sup>2</sup>。ただし、都道府県等の条例により下限を引き下げたときは当該規模）未満の雨水浸透阻害行為における雨水の流出抑制に努めること
- ・防災調整池が有する雨水の一時的な貯留機能の保全に努めること



別図 一般的な事業実施と許可、協議、検査の時期に関する標準フロー

別表 公示する基準降雨（24時間の10分ごとの時間帯における降雨強度値）

降雨波形：中央集中型  
 生起確率：〇年に1度

24時間総雨量：●●mm  
 最大降雨強度（1時間）：●●mm/h  
 最大降雨強度（10分間）：●●mm/h

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10		6	0-10		12	0-10		18	0-10	
	10-20			10-20			10-20			10-20	
	20-30			20-30			20-30			20-30	
	30-40			30-40			30-40			30-40	
	40-50			40-50			40-50			40-50	
	50-60			50-60			50-60			50-60	
1	0-10		7	0-10		13	0-10		19	0-10	
	10-20			10-20			10-20			10-20	
	20-30			20-30			20-30			20-30	
	30-40			30-40			30-40			30-40	
	40-50			40-50			40-50			40-50	
	50-60			50-60			50-60			50-60	
2	0-10		8	0-10		14	0-10		20	0-10	
	10-20			10-20			10-20			10-20	
	20-30			20-30			20-30			20-30	
	30-40			30-40			30-40			30-40	
	40-50			40-50			40-50			40-50	
	50-60			50-60			50-60			50-60	
3	0-10		9	0-10		15	0-10		21	0-10	
	10-20			10-20			10-20			10-20	
	20-30			20-30			20-30			20-30	
	30-40			30-40			30-40			30-40	
	40-50			40-50			40-50			40-50	
	50-60			50-60			50-60			50-60	
4	0-10		10	0-10		16	0-10		22	0-10	
	10-20			10-20			10-20			10-20	
	20-30			20-30			20-30			20-30	
	30-40			30-40			30-40			30-40	
	40-50			40-50			40-50			40-50	
	50-60			50-60			50-60			50-60	
5	0-10		11	0-10		17	0-10		23	0-10	
	10-20			10-20			10-20			10-20	
	20-30			20-30			20-30			20-30	
	30-40			30-40			30-40			30-40	
	40-50			40-50			40-50			40-50	
	50-60			50-60			50-60			50-60	